

指定居宅サービス提供事業所 重要事項説明書

事業所番号 2873301150
サービス種類 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

当事業所は、ご契約に対し通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名 フクユ管理サービス株式会社
(2) 所在地 兵庫県伊丹市池尻7丁目184番地
(3) 電話番号 072-775-5145
(4) 代表者名 代表取締役 松下 研 止
(5) 設立年月日 平成4年3月19日

2. 事業所の概要

建物の構造 木造平屋建

3. 事業所の説明

(1) 施設等の種類 通所介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

(2) 当事業所の運営方針

利用者が自分でやりたいことを決めて、自分の役割を見つけ、自分で出来る喜びを感じ、それを生きがいとして、与える喜びを感じ、心も身体も元気に今日を生きる喜びを感じて、明日への自分づくりの旅を見つけるデイサービスを目指します。

併せて「フクユデイサービスほっと」が「行きたい、居たい」場所になれるよう、各人のニーズに沿った個別ケアのプログラムを作成し、楽しんで、参加していただけるよう通所介護サービスの提供を図って参ります。

(3) 施設の名称

1 フクユデイサービスほっと本体事業所

① 所在地 伊丹市池尻7丁目184番地
② 電話番号 072-775-5145
③ FAX番号 072-775-5175
④ 施設長 管理者 池内 玲子
⑤ 開設年月日 平成16年8月1日
⑥ 通常の事業の実施地域

伊丹市、尼崎市、宝塚市、川西市

- ⑦ 営 業 日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日
金曜日・土曜日・日曜日・祝日
- ⑧ 営 業 時 間 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
- ⑨ 利 用 定 員 3 3 名

2 フクユデイサービスほっとサテライト事業所

- ① 所 在 地 伊丹市緑ヶ丘6丁目64-1
- ② 電 話 番 号 0 7 2 - 7 9 6 - 1 4 6 2
- ③ F A X 番 号 0 7 2 - 7 0 2 - 6 7 0 9
- ④ 施 設 長 管理者（兼務） 池 内 玲 子
- ⑤ 開設年月日 令和6年11月1日
- ⑥ 通常の事業の実施地域
伊丹市、尼崎市、宝塚市、川西市
- ⑦ 営 業 日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日
金曜日・土曜日・日曜日・祝日
- ⑧ 営 業 時 間 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
- ⑨ 定 員 1 0 名

4. （1）主な職員の配置状況（指定基準を遵守しています）

① 本体事業所

職 種	指 定 基 準	実 配 置
管理者	1 名	1 名
生活相談員	1 名	1 名
看護職員	1 名	1 名
機能訓練指導員	1 名	1 名
介護職員	4 名	5 名
調理職員	1 名	1 名
輸送人員	2 名	3 名

（2）主な職種の勤務体制等

職 種	標 準 的 勤 務
管理者	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
生活相談員	
看護職員	
機能訓練指導員	
介護職員	
調理職員	

②サテライト事業所

職 種	指 定 基 準	実 配 置
管理者	1 名	1 名
生活相談員	1 名	1 名
看護職員	1 名	1 名
機能訓練指導員	1 名	1 名
介護職員	1 名	1 名
調理職員	1 名	1 名
輸送人員	1 名	1 名

(2) 主な職種の勤務体制等

職 種	標 準 的 勤 務
管理者	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
生活相談員	
看護職員	
機能訓練指導員	
介護職員	
輸送人員	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス及び介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業の対象となる通所サービス

・以下のサービスについては、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。サービス提供は「通所介護計画」に基づき提供いたします。なお、作成した「通所介護計画」利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

① 食事介助

・当事業所では「おすすめメニュー」もご用意しておりますが、約20種類のメニューの中から、利用者の嗜好にあったものを選択していただくことができます。食事の介助等必要な支援を行います。

② 入浴介助

・入浴、シャワー又は清拭を行います。
・利用者の負担の少ない個別入浴器を使用しています。
・浴槽に入れない場合は、シャワー浴機器が利用できます。

③ 排泄介助

・排泄の自立を促すため、車いす利用者の方にも利用しやすい設計にし、身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、心身等の状況に応じた、日常生活を送るのに必要な機能回復、又はその減退を防止するための訓練を楽しく行い、個々の利用者の日常生活にあわせたプログラムを設定します。

⑤ 健康管理

- ・看護職員が日常生活上の健康管理を行います

⑥ その他自立への支援

- ・利用者一人一人が役割を持つことにより、生きる喜びが持てるよう支援します。

⑦ サテライト事業所は、②食事介助及び③入浴介助の提供は行っていません。

(2) 通所介護サービスについて、または介護保険外の自己負担額についての料金は別表1の通りです。

(3) 前記(2)の利用料金及び実費費用のお支払い方法

1ヶ月毎に計算し、翌月末日迄に契約者の口座より自動引き落としさせていただきます。

(4) 利用の中止・変更・追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合、利用予定日の前日の午後5時までには事業者申し出て下さい。

②利用予定日の前日迄に申し出がなく、当日に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただきます。

なお、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日迄の申し出・・・・・・・・・・無料

利用予定日当日の申し出・・・・・・・・・・利用料金の50%

申し出がなかった場合・・・・・・・・・・利用料金の全額

6. サービス利用を中止する場合

契約期間満了の7日前迄に契約者から契約終了の申し入れがない場合、契約はさらに6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、契約書第17条による事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、下記の事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、契約者からの利用契約の全部又は一部を解約することが出来ます。その場合、契約終了を希望する日の7日前迄に解約届け書をご提出下さい。但し、契約書第18条、19条に該当する場合は、即時、解約の全部又は一部を解約・解除することが出来ます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

契約書第20条に該当する場合、本契約の全部又は一部を解除させていただきます。

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合

契約書第21条に基づく本契約の一部が解約又は解除された場合、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約書第17条による契約が終了する場合、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護

当事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。また、事業者が管理する情報等については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 損害賠償について

当事業所に於いて、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但しその損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合は、利用者のおかれた心身状況を斟酌し、相当と認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 苦情受付担当者：池内 玲子 苦情解決責任者：松下 研止	所在地	伊丹市池尻7丁目184番地
	電話番号	072-775-5145 FAX 072-775-5175
	所在地	伊丹市緑が丘6-64-1
	電話番号	072-796-1462 FAX 072-702-6709
	受付時間	8:30～17:30

【市町村（保険者）の窓口】 伊丹市	所 在 地 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 電話番号 072-783-1234 受付時間 月～金曜日（9:00～17:30）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所 在 地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 月～金曜日（8:45～17:15）

通所介護サービス料金

通常規模事業所を適用し、料金表は別表 1 に記載しています。

（１）介護保険適用サービス及び地域支援事業

自己負担金は料金の 10%～30%です。

1. 介護保険及び地域支援事業で定められたサービス金額
2. 利用者が未だ要介護の認定を受けていない場合は、一旦、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
又、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
3. 介護保険及び地域支援事業からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険外の自己負担額

- イ) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを受けられた場合
前記 5（２）の①の「基本サービス」と②の「加算サービス」の利用者負担額の合計が必要になります。
- ロ) 食事の提供にかかる費用
1 回 昼食代 700 円（おやつを含む）
- ハ) レクリエーション活動費
材料費・交通費・入場料等
- ニ) 日常生活に必要な諸経費
オムツ等の諸経費は契約者にご負担いただく場合があります。
- ホ) 複写物の交付
1 枚につき 10 円

当事業者は、居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者に下記のとおり重

要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名	フクユ管理サービス株式会社
所在地	伊丹市池尻7丁目184番地
代表者	代表取締役 松 下 研 止 印
説明者	管 理 者 池 内 玲 子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービス提供事業所のサービス提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所	
氏 名	印

私は利用者とともに、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービス提供事業所のサービス提供開始について、利用者が同意したことを確認しましたので、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所	
氏 名	印
続 柄 ()	

立 会 人

住 所	
氏 名	印
続 柄 ()	

フクユデイサービスほっと 利用契約書

当事業所のサービスを利用する利用者（以下「利用者」という。）とフクユデイサービスほっと及びフクユデイサービスほっとサテライト事業所の事業者（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下「サービス」という。）の利用等に関し、次のとおり契約を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対し実施するサービスの内容、利用日、利用時間及び費用等の事項は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

（契約期間）

- 第2条 本契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護又は要支援認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が、要介護又は要支援認定状態区分に変更の認定を受け、要介護又は要支援認定有効期間の満了日に変更された場合、変更後の要介護又は要支援認定期間の満了日をもって契約期間の満了とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。
- 3 前項の規定により、本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、契約期間満了日の翌日から更新後の要介護又は要支援認定有効期間の満了日までとします。但し、この更新後における契約期間中に、利用者の要介護又は要支援状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但し書きと同様の取り扱いとします。

（サービスに係わる介護計画の決定及び変更）

- 第3条 事業者は、利用者に係わる居宅サービス計画又は介護予防サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合は、それに沿って利用者のサービスに係わる通所介護計画又は予防通所介護計画書（以下「通所介護計画書」という。）を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係わる個別のケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合、事業者は、利用者に対し、居宅介護支援事業者を紹介するなど、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族等に対し説明し、同意を得た上で、決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係わるケアプランが変更された場合、又は利用者の要請に応じ、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、その計画変更の必要があると認められた場合は、利用者と協議し、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合は、利用者に対して書面を交付し、その内容を

確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）のサービスとして、入浴、食事、その他日常生活上の介護及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。

2 前項の規定によるサービス提供のほか、事業者は、利用者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、居宅介護サービスにおいて日常生活上、必要となるサービスを提供するものとします。

3 前2項の規定によるサービス提供について、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じ、利用者に対し、説明をするものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約での「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現にサービスを実施する期間をいいます。

(運営規程の遵守)

第7条 事業者は、通所介護事業運営規程に従い、必要な人員を配置し、利用者に対し、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額又は地域支援事業費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が要介護又は要支援認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合は、サービス利用料金の全額を事業者に支払うものとします（要介護又は要支援認定後、又は居宅サービス計画作成後、手続きをすることにより自己負担分を除く金額が払い戻されます。）。

2 利用者は、第5条に定めるサービスについては、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項に定めるもののほか、利用者は、利用期間中における食費、おむつ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費、通常実施地域以外の送迎費を事業者に支払うものとします。

4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものと

ます。

(サービス利用の中止、変更及び追加)

- 第9条 利用者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用の中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができるものとします。この場合、利用者は、利用開始の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者は、利用開始の前日までに利用の中止を申し出なかった場合、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者を支払うものとします。但し、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではないものとします。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく利用者からのサービス利用の変更又は追加の申し出に対し、事業所が利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能期間又は利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。
- 4 利用者は、サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができるものとします。
- 5 前項の規定により、利用者がサービスの利用を中止した場合、利用者は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項その他の条項に基づく義務を事業者が負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

(利用料金の変更)

- 第10条 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系に変更があった場合、事業者は、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対し、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の規定によるサービス料金の変更に同意することができない場合は、本契約を解除することができるものとします。

第三章 事業者の義務

(事業者及び職員の義務)

- 第11条 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調及び健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員又は主治医と連携し、利用者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及び職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、利用者の請求に応じ、これを開示し複写物を交付するものとします。但し、利用者は、複写物の交付を受ける場合は、コピー代を複写費用として支払うものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務)

- 第12条 事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者、又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとします。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合は、医療機関等に対し利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合は、その情報が用いられる者の同意を得た上で、その者の個人情報を提供できるものとします。

第四章 利用者の義務

(サービス利用上の注意義務等)

- 第13条 利用者は、事業所の施設、設備及び敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生上等に必要があると認められる場合は、事業者及び職員が利用者に対し必要な措置をとることを認めることとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の設備及び施設について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合は、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設及び設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

- 第14条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為は許されないものとします。
- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) 職員又は他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動等を行うこと
- (3) その他、決められた物以外の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

- 第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様です。但し、利用者側に故意又は過失が認められる場合及び利用者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められる場合においては、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第16条 事業者は、次の各号に該当する場合においては、損害賠償責任を負わないものと

します。

- (1) 利用者が、契約締結に際し、その心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者又は職員の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わないものとします。

- 2 事業者は、前項の事由によりサービスが実施できなくなった場合において、利用者に対し既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由及び契約終了に伴う援助)

第18条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - (6) 第19条から第21条の規定に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第2号から第6号の規定により本契約が終了する場合は、利用者の心身の状況及び利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第19条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができるものとします。

この場合、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する場合は、本契約を即時に解約することができるものとします。
 - (1) 第10条第3項の規定により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第20条 利用者は、事業者又は職員が次の各号に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者又は職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者又は職員が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者又は職員が、故意又は過失により利用者の身体、財物及び信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が、利用者の身体、財物及び信用等を傷つけた場合、又は傷つける具体的なおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第21条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、第8条に規定するサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた事業者の催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他の利用者等の財物及び信用等を傷つけ、又は利用者が著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者の行動が、他の利用者や職員の生命、身体及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、或いは利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第22条 本契約が終了した場合において、利用者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項、その他の条項に基づく義務を事業者が負担しているときは、契約終了時から1週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第七章 その他

(身元引受人)

第23条 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失、その他の事由により判断能力を失った場合に備え、利用者の家族等から身元引受人を定め、本契約における利用者の権利義務に関わる一切の事務処理等を委任して行わせることができます。また、身元引受人は、第8条に規定するサービス利用料金の支払いに関し、責任を負うものとします。

(苦情処理)

第24条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対し、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任し適切に対応するものとします。

(協議事項)

第25条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者、身元引受人が署名又は記名捺印の上、利用者及び事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者
住 所 _____
氏 名 _____ 印

事 業 者
住 所 伊丹市池尻7丁目184番地
事業者 フクユ管理サービス株式会社
代表者 代表取締役 松 下 研 止 印

住 所 伊丹市池尻7丁目184番地
事業所 フクユデイサービスほっと
管理者 池 内 玲 子 印

利用者は、署名ができないため利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を行います。

署名代行者
住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄（利用者の ）

身元引受人
住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄（利用者の ）